

全員協議会説明資料

(令和6年3月13日)

(協議案件)

- ① 令和5年度厚真町地域防災計画の改訂について

総務課防災グループ

1 改訂の目的

令和5年5月に厚真町津波防災地域づくり推進協議会を設立し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う津波・地震災害から、住民の生命を守るため、津波防災に関する各種計画の策定を行うこととなったことから、並行して津波防災に係る厚真町地域防災計画の「津波避難計画」の見直し及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」の新規作成のほか、国の防災基本計画に位置付けられたことによる地域防災計画へのタイムライン防災の位置付け並びに災害時備蓄計画の位置付けなどについて、所要の修正等を行い、防災の強化・充実を行うもの。

2 計画改訂の過程

(1) 防災会議の開催

本年度は、計3回の防災会議を開催

ア 第1回防災会議

(ア) 時期

令和5年5月26日（金）

(イ) 目的

本町の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災推進地域及び津波避難対策特別強化地域の指定に伴うハード・ソフト施策を組み合わせた多重防御による地震、津波に強いまちづくりを総合的に推進するための日本海溝・千島海溝地震防災・津波防災対策事業の取組みへの説明と関連する地域防災計画の改訂について説明

イ 第2回防災会議（書面会議）

(ア) 時期

令和5年11月27日（月）から12月15日（金）まで

(イ) 目的

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波災害対策及び防災行動計画（タイムライン）、備蓄計画の地域防災計画への位置付け等の改訂案について意見照会を実施

ウ 第3回防災会議

(ア) 時期

令和6年3月1日（金）

(イ) 目的

修正した令和5年度改訂案への審議

(2) パブリックコメント

ア 期間

令和5年12月27日（水）から令和6年1月26日（金）まで

イ 目的

これまで以上に強い防災体制の確立・推進を目指し、パブリックコメント手続規則に基づき、意見（パブリックコメント）を募集

ウ パブリックコメント結果

意見の提出なし。

(3) 改訂の過程（津波防災推進と地域防災計画改定の関係性）

年	月	防災会議	地域防災計画	津波防災地域づくり推進協議会	日本海溝等推進計画	津波避難対策緊急事業計画	津波防災地域づくり推進計画
5	5	第1回 ・災害対策本部再編制 ・今年度の防災対策の取り組み	※津波編の検討 ※修正関連箇所検討	第1回 ・地震・津波被害、地域特性 ・計画、協議会の目的 ・協議会の進め方	※計画素案の検討 ※計画案の検討 ※緊急事業計画の掲載	※緊急事業計画案作成 ※庁内調整 ※北海道庁等関係機関協議 ※事前協議（内閣府）	※計画骨子検討 ※計画素案検討 ※推進協議会審議
	8			第2回 ・住民懇談会結果報告 ・事業・事務の検討 ・推進計画（骨子案）			
	11			第3回 ・住民懇談会結果報告 ・事業・事務の検討 ・推進計画（素案）			
	12	第2回（書面開催） ・計画改訂案意見照会 ・津波避難対策緊急事業計画状況報告	※防災会議確認		※防災会議確認 ※計画案作成（12/22）	※防災会議確認 ※計画案作成（12/22）	※防災会議報告
6	1	パブリックコメント 【12/27～1/26】	●パブコメ		●パブコメ	※正式協議（内閣府）	●パブコメ
	2		※パブコメ意見なし		※パブコメ結果反映	※関係機関との最終調整	※パブコメ結果意見なし
	3	第3回 ・パブリックコメント結果 ・津波避難対策緊急事業計画状況報告 ※最終確認後、公表予定	※防災会議審議 ※公表	第4回 ・推進計画案の最終確認	※防災会議審議 ※公表	※総理大臣同意	※協議会審議 ※公表

3 主な改訂の内容

(1) 本編

ア 非常配備体制基準の修正

北海道・三陸沖後発地震注意情報及び早期注意情報の発表に伴う配備基準の修正

区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務
配 注 備 意		(略)		
第1種非常配備	非常警戒本部	正 : 副町長 副 : 防災担当参事 要員 : 総務課長 防災G 総務人事G まちづくり推進課 生涯学習課 建設課 産業経済課 住民課 地区連絡員 ※細部「別表5」参照	1 震度4の地震が発生したとき。 2 津波注意報が発表されたとき。 3 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。 4 台風の接近・前線等低気圧の影響で被害の発生が予想されるとき。 (1) 早期注意情報(警戒級の可能性)が大雨「中」又は「高」の発表 (2) 府県気象情報等により、今後大雨、大雪、暴風等が予測 5 室蘭地方気象台から気象警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキクル(警報の危険度分布)が警戒レベル3相当(警戒)となった場合 6 高齢者等避難を発令する必要があるとき。 7 その他必要により副町長が当該非常配備を指示したとき。	≪情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等≫ 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 注意・警戒情報の公表 5 気象状況に応ずる見積・対策 6 被害状況の把握及びその対策・処置
		以下(略)		

イ 防災行動計画(タイムライン)の位置付け

防災行動計画(タイムライン)の推進等について位置付けするとともに、風水害発生時のタイムライン防災関係機関との連携、タイムラインの運用要領を記載

(ア) 厚真町水害対応タイムライン

平成30年北海道胆振東部地震により被災した際に、厚真川の堤体に亀裂及びダムの損傷等があり、また、台風等の接近による大雨等で水害や土砂災害の発生が懸念されたことから、国の機関である北海道開発局をはじめ、気象台、警察、消防、自衛隊、北海道等の協力を得て、「厚真地区緊急対応タイムライン」を策定し、これまで運用してきたが、被災から5年が経過し、各関係機関等の防災行動に現状とそぐわないことから、計画を見直し、「厚真町水害対応タイムライン」とした。

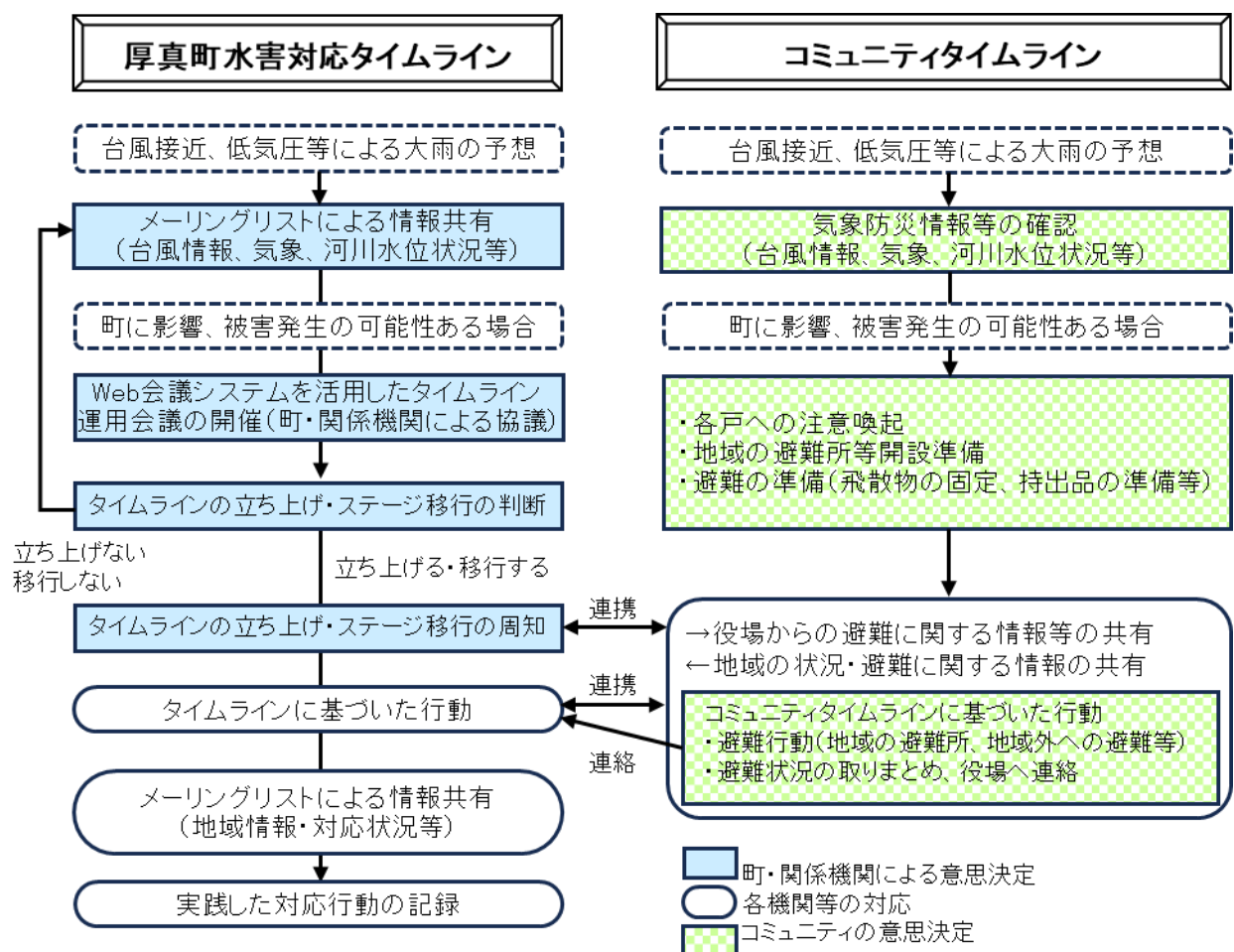
(イ) 対象とする災害

- ① 厚真川の洪水
- ② 土砂災害（積雪なし・積雪あり）

(ウ) コミュニティタイムライン

町が運用する防災行動計画（タイムライン）と町内の地域特性に応じ作成するコミュニティタイムラインと連携したタイムライン防災を推進する

タイムライン運用のイメージ



ウ その他の修正

(ア) 消防庁舎の新設移転

令和8年3月に庁舎の新設・移転を行う旨を「第4章 災害予防計画」に追記。

(イ) ライフラインの応急対策計画の追記

通信、交通、電力、ガス、上下水道のライフライン確保に関する事項について、町及び防災関係機関、ライフライン事業者の対策等を追記

(ウ) 災害対策本部組織の編制替えに伴う組織の修正

(エ) 指定公共機関、防災会議委員、地区連絡班の変更に伴う名称等の修正

- (オ) 胆振東部地震による被害情報の更新に伴う修正
- (カ) 気象台による注意報・警報等の発表基準の更新
- (キ) 北海道への被害状況報告の様式・基準の更新に伴う修正

(2) 資料編

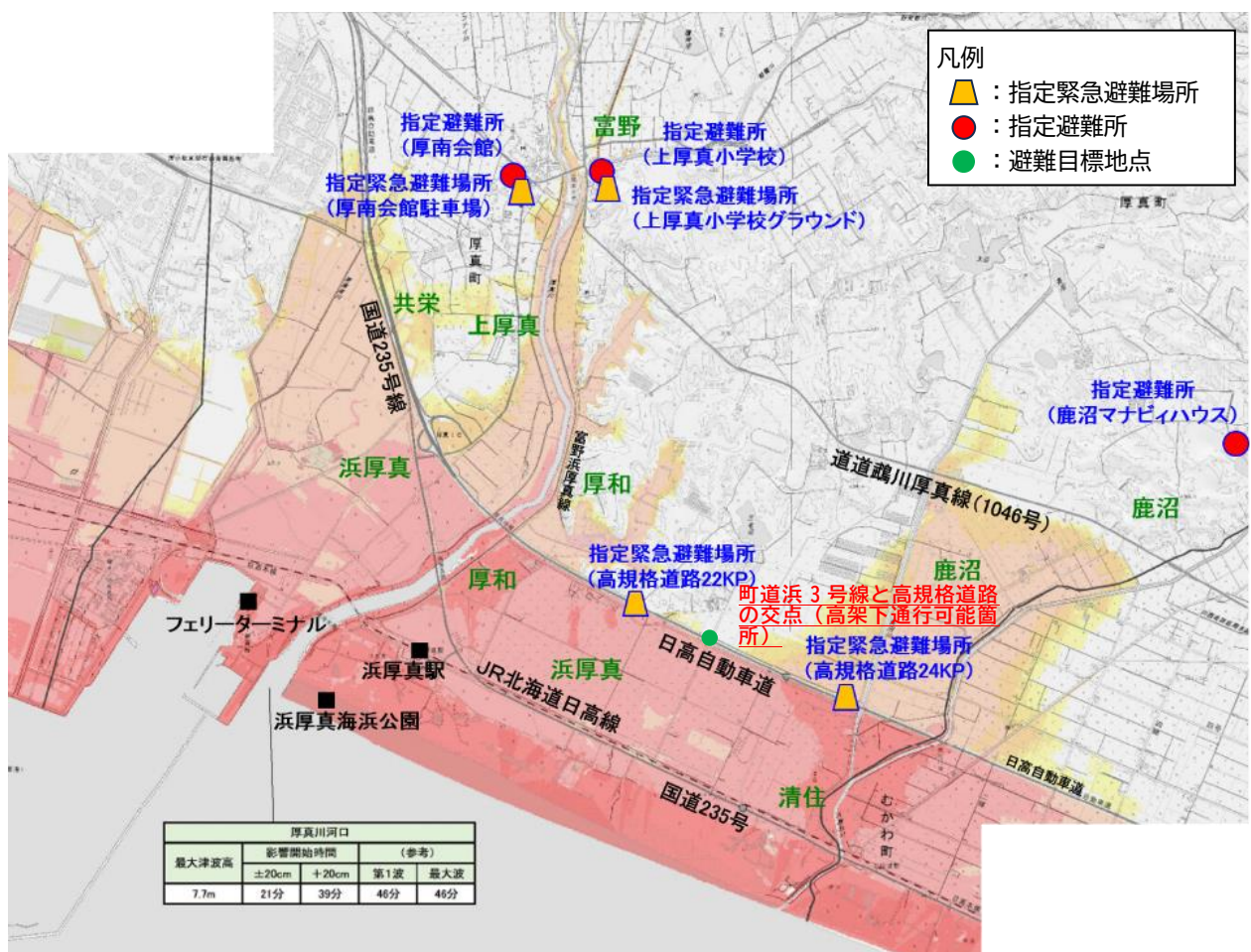
- (ア) 条例・規程等の時点修正、改正年月の追記
- (イ) 新型無線機換装に伴う厚真町防災行政用無線局運用細則の修正
- (ウ) 事業者名変更に伴う要配慮者施設一覧の更新
- (エ) 新たに締結した災害協定追記のため災害協定等一覧の修正

(3) 別冊

ア 別冊4 津波避難計画の修正

- (ア) 浸水想定区域外の要点の追記

避難目標地点		諸 元			
浸水想定 区域外の 要点	町道浜3号線と 高規格道路の交 点（高架下通行 可能箇所）	住 所	字浜厚真 395-5	緯度経度	北緯 42.6075
		収容可能人数	二		東経 141.8667
		U T M座標	54TWN7110-1760	標高	13.6m



(イ) 避難困難地域

避難可能距離の算出根拠のうち、徒歩速度、避難開始時間を見直すとともに、自動車避難も考慮して避難困難地域を見直し、再設定。

【徒歩による避難可能距離『900m』】

徒歩速度(0.5m/秒)×(津波到達予想時間(44分)-避難開始時間(14分))×60=避難可能距離(900m)

※ 地震発生から14分後に避難を開始し、歩行速度は、0.5m/秒(時速1.8km)で算出(安全側を見て歩行困難者、身体障がい者、乳幼児、重病人等の歩行速度を目安とした。)

【自動車による避難可能距離『4,900m』】

車両速度(2.77m/秒)×(津波到達予想時間(44分)-避難開始時間(14分))×60=避難可能距離(4,986m)

※ 地震発生から14分後に避難を開始し、車両速度は、2.77m/秒(時速10km)で算出(夜間で街灯等のない道、積雪寒冷期の道路等による速度低下を考慮し、10km以下の徐行速度を目安とした。)

【歩行速度の参考】

歩行状態	歩行速度	備考
老人単独歩行(自由歩行速度)	1.1m/秒	俵元吉 1976
ベビーカーを押している人	0.9m/秒	
群衆歩行	1.1~1.2m/秒	東京都市群交通計画委員会 1972
自力のみで行動できにくい人 (水平)	0.8m/秒	堀内三郎 1972
(重病人、身体障がい者等) (階段)	0.4m/秒	
(位置、経路等に慣れていない人) (水平)	1.0m/秒	
(階段)	0.5m/秒	
身体障がい者等の歩行速度(急いで)ケース1	1.2m/秒	日本建築学会 1980
ケース2	0.44m/秒	

【北海道南西沖地震津波時の年齢階層別平均避難速度 (日本建築学会)】

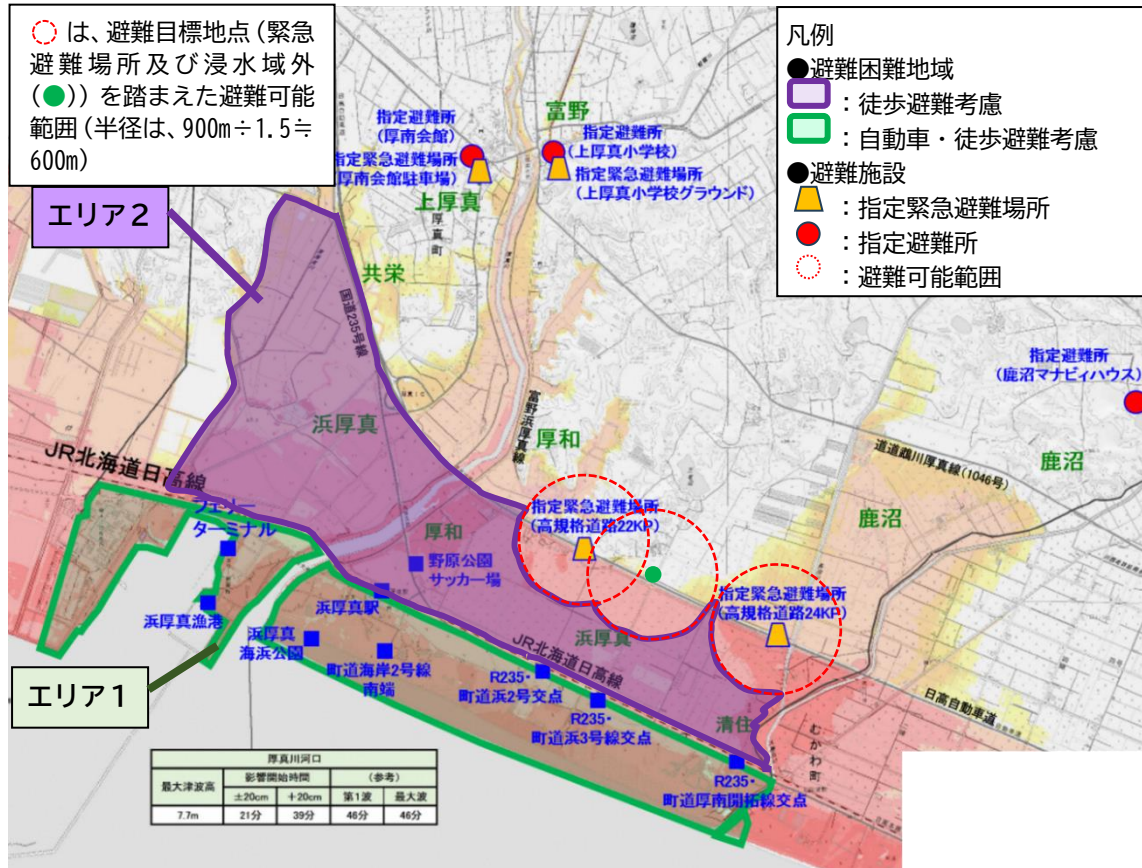
年齢階層	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳~
平均避難速度	0.87m/秒	1.47m/秒	1.03m/秒	0.68m/秒	0.58m/秒

【避難開始までに要する時間の参考】

津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について(国土交通省都市局 街路交通施設課) ※東日本大震災の避難実態調査結果の分析結果

区 分		対象者数	平均	50%の人が避難を開始した時間	80%の人が避難を開始した時間
全 体		5,524人	22分後	14分後	34分後
津波への警戒	津波は必ず来ると思った。	3,105人	18分後	14分後	29分後
	津波は来るかもしれないと思った。				
	津波は来ないだろうと思った。	2,411人	26分後	24分後	42分後
	津波のことはほとんど考えなかった。				
差			8分	10分	13分

避難困難地域



(ウ) 避難の方法

自動車避難の併用を明記

避難は、地域の特性上、津波指定緊急避難場所及び津波指定避難所までは遠距離となり、また、市街地等からの避難支援が間に合わないことを考慮して、津波警報発表から避難を開始するまでの時間、避難する経路の道路状況に応じて住民等が避難方法を自ら判断し、車両による避難、徒歩による避難又はこれらの併用による避難方法により、津波指定緊急避難場所及び津波指定避難所又は浸水想定区域外の安全な地域に避難するものとした。

【車両による避難をする場合の判断要素】

- 1 道路の損壊、障害物による遮断、路面の液状化及び混雑等が無く、通行可能と判断される場合
- 2 鉄道踏切の遮断機が下りず通行可能な場合
- 3 避難行動要支援者など自力で避難することができない者を避難させる場合
- 4 要配慮者等が徒歩で避難することにより避難に多くの時間を要する場合

イ 別冊５ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の新規作成

本計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進機関する特別措置法（平成16年法律第27号）の規定により、地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域に指定を受けた本町が、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

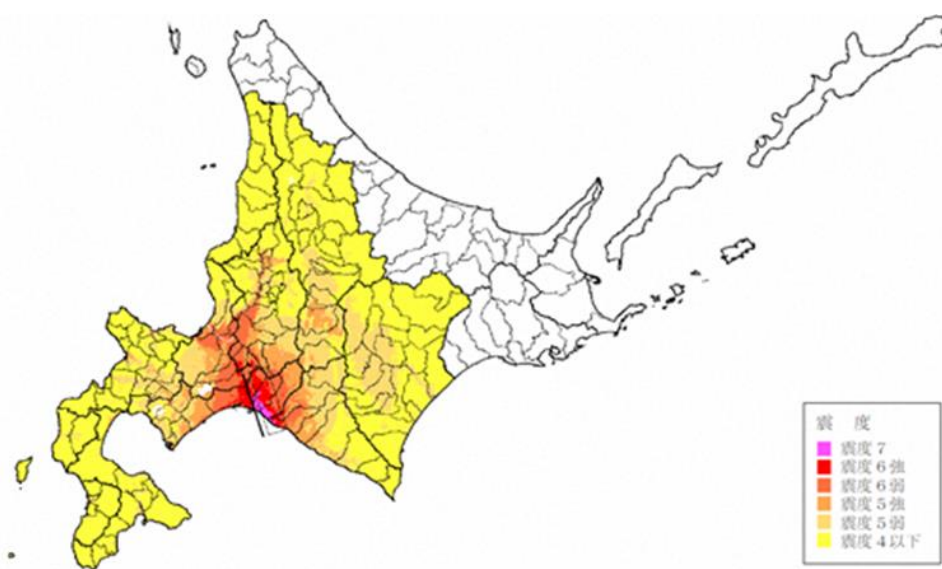
節	記載概要
第1節 総則	・推進計画の目的 ・防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱
第2節 関係者との連携の協力の確保に関する事項	・資機材、人員等の配備における広域的措置 ・他機関との事前応援協定の締結等
第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	・津波警報等の伝達経路及び方法、被害状況等の収集経路及び方法 ・避難場所や避難経路、避難実施の方法 ・避難場所・避難所の運営や安全確保、避難生活環境の整備 ・津波からの早期避難への意識向上対策
第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	・津波避難施設等の適切な指定 ・積雪寒冷地特有の課題に配慮した耐震化等、屋内空間を備えた避難場所、積雪等に配慮した避難経路の整備
第5節 防災訓練計画	・大規模な地震を想定した防災訓練の年1回以上の実施 ・津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の防災訓練の実施
第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	・地震・津波発生時等の対応、職員や住民の役割等についての教育・広報
第7節 地域防災力の向上に関する計画	・住民、自主防災組織、事業所等、来訪者の防災対策
第8節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	・機関内部・相互の伝達経路及び伝達方法等 ・地域住民等への周知における体制及び方法 ・後発地震に対して注意する措置の期間（1週間）や、内容（平時の備えの促進、施設・設備等の点検等の実施）
第9節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	・事業を行う地区名、事業の種類、目標整備数、達成期間

ウ 別冊６ 災害時備蓄計画の位置付け

本計画における災害時の備蓄体制は、自分の備えは自分・家庭で行う「自助」、地域コミュニティの自主防災組織等での助け合い及び事業者が行う「共助」、公的機関が支援を行う「公助」の考え方を基本として、本町における災害の被害想定で最大の避難者数をもとに、備蓄品の品目、確保目標数を設定し、災害発生時における被災者支援に備えるもの。

(ア) 想定する最大の避難者数

影響・被害が発生すると想定する地震のうち、最も被害が大きい「石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ 3km、モデル 30_3）」の「冬の夕方」に発生した地震を想定する災害とした。（平成 30 年 2 月に北海道が公表した平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書）



【本町に影響・被害が発生すると想定する地震】

区 分	想定される地震名	規 模	最大震度
内陸型	十勝平野断層帯主部	Mw7.4	5.2（震度 5 強）
	富良野断層帯西部	Mw6.7	5.0（震度 5 強）
	増毛山地東縁断層帯	Mw7.2	5.4（震度 5 強）
	沼田－砂川付近の断層帯	Mw6.8	5.0（震度 5 強）
	当別断層帯	Mw6.5	4.8（震度 5 弱）
	石狩低地東縁断層帯主部（北）	Mw7.0	5.8（震度 6 弱）
	石狩低地東縁断層帯主部（南）	Mw6.7	6.3（震度 6 強）
	石狩低地東縁断層帯南部	Mw7.16	7.0（震度 7）
	黒松内低地断層帯	Mw6.8	4.8（震度 5 弱）
	函館平野西縁断層帯	Mw6.6	4.5（震度 5 弱）
	西札幌背斜に関連する断層	Mw6.33	4.6（震度 5 弱）
	月寒背斜に関連する断層	Mw6.76	5.5（震度 6 弱）
	野幌丘陵断層帯	Mw6.89	5.6（震度 6 弱）
海溝型	十勝沖の地震	Mw8.2	5.7（震度 6 弱）
	三陸沖北部の地震	Mw8.3	5.8（震度 6 弱）
	北海道北西沖の地震	Mw7.8	5.0（震度 5 強）
	北海道南西沖の地震	Mw8.0	5.4（震度 5 強）
	北海道留萌沖の地震	Mw7.8	5.5（震度 6 弱）
	千島海溝モデルの地震	Mw9.3	5.5（震度 6 弱）
	日本海溝モデルの地震	Mw9.1	5.4（震度 5 強）

【厚真町の地震被害想定結果（石狩低地東縁断層帯南部の地震）】

被害想定項目		小項目	冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
(1)地震動		地表の震度(評価単位最大)	7.0	7.0	7.0
(2)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A(箇所)	22 箇所	22 箇所	22 箇所
		崩壊危険度B(箇所)	6 箇所	6 箇所	6 箇所
		崩壊危険度C(箇所)	0 箇所	0 箇所	0 箇所
(3)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	447 棟	447 棟	447 棟
		揺れによる半壊棟数	728 棟	728 棟	728 棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	2 棟	2 棟	2 棟
		液状化による半壊棟数	3 棟	3 棟	3 棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	2 棟	2 棟	2 棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	5 棟	5 棟	5 棟
	計	全壊棟数	451 棟	451 棟	451 棟
		半壊棟数	736 棟	736 棟	736 棟
(4)火災被害		全出火件数	2 件	1 件未満	17 件
		炎上出火件数	1 件未満	1 件未満	9 件
		焼失棟数	1 棟未満	1 棟未満	9 棟
(5)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	3 人	2 人	3 人
		揺れによる重傷者数	5 人	3 人	4 人
		揺れによる軽傷者数	63 人	42 人	49 人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	2 人	1 人未満	1 人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による軽傷者数	1 人未満	1 人未満	2 人
	計	死者数	3 人	3 人	3 人
		重傷者数	6 人	3 人	5 人
		軽傷者数	66 人	43 人	52 人
	避難者数	避難所生活者数	1,024 人	1,024 人	1,027 人
		避難所外避難者数	551 人	551 人	553 人
		避難者数計	1,575 人	1,575 人	1,580 人
(6)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	572 箇所	572 箇所	572 箇所
		断水世帯数(直後)	1,834 世帯	1,834 世帯	1,834 世帯
		断水世帯数(1 日後)	1,696 世帯	1,696 世帯	1,696 世帯
		断水世帯数(2 日後)	1,692 世帯	1,692 世帯	1,692 世帯
	下水道の被害	被害延長(km)	4.9km	4.9km	4.9km
		機能支障世帯数	183 世帯	183 世帯	183 世帯
		※機能支障人口	441 人	441 人	441 人
(7)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	11 箇所	11 箇所	11 箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	64 箇所	64 箇所	64 箇所
	橋梁(15m 以上)の被害	不通箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
		通行支障箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
	橋梁(15m 未満)の被害	不通箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
		通行支障箇所数	5 箇所	5 箇所	5 箇所

(平成 30 年 2 月に北海道が公表した平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書による。)

(イ) 備蓄品目及び確保目標数

備蓄品目は、災害対策に必要な分野ごとに備蓄する品目を設定し、発災から3日目までに、避難生活や避難所等で必要と考えられるものを確保・備蓄する。

区分		品目（例）
共通物資・器材等	食料品等	米類（アルファ化米等）、その他の主食（乾パン・クラッカー等）、レトルト食品、インスタント麺類、缶詰、飲料水、乳幼児調整粉乳・液体ミルク、アレルギー対応食品、ハラール（宗教）食品など
	生活用品	毛布、タオル、ウエットティッシュ、携帯用トイレ、トイレットペーパー、携帯用ラジオ、カセットコンロ、コンロ用ガス、食器類（簡易食器、箸、スプーン、フォーク）、ほ乳ボトル、スリッパ、使い捨てカイロなど
	衛生用品	生理用品、小児用おむつ、大人用おむつ、マスク、アルコール消毒液、除菌アルコールシートなど
	感染症対策用品	サージカルマスク、手指アルコール消毒液、非接触式体温計、除菌用アルコールシート、ハンドソープ、ビニールエプロン、ニトリル手袋、ゴミ箱、間仕切り、タイベックスーツ、長靴、ゴム手袋、ゴーグル、除染用資器材など
	停電対策用品	懐中電灯、ヘッドランプ、LEDランタン、非電気式ポータブルストーブ、電気ストーブなど
	燃料	ガソリン、灯油
水防資器材	その他	トイレ関連設備（非常用携帯トイレ、トイレ用テント等、仮設トイレ）、発電機、投光器、飲料水保存容器類、ストーブ、扇風機、段ボールベッド、間仕切り、テント（現地対策、受付、避難者用等）、避難所開設キット（避難場運営品）など
		掛矢、鋸、斧、スコップ、蛸槌、鎌、ツルハシ、照明類、丸太（1.2m、2m、1.6～9.9m）しの、竹釘、土のう、フルコン土のう、ロープ、シート、鉄線、ペンチ、ゴムボートなど
職員用資器材		ビブス、ヘルメット、LRD ヘッドライト、拡声器、携帯用ラジオ、熊鈴、熊撃退スプレー、ホイッスル、ファーストエイドセット、簡易担架、コンパス